

## 「美しい森林づくり推進国民運動」の今後の展開方向

平成20年5月27日  
農林水産省「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部

2年目を迎えた「美しい森林づくり推進国民運動」の展開方向については、京都議定書の第一約束期間に入り、温室効果ガスの削減約束達成に向けた実行が求められる中、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の施行を受け、現場への浸透、実行体制の整備を早急に図ることが喫緊の課題となっている。

このため、以下の4項目を重点事項とし、間伐推進のための現場への働きかけと国民世論の形成を一体化させた運動を展開することとする。

### 1 推進体制の強化

農林水産省「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部のもとに、林野庁に長官を本部長として設置された「美しい森林づくり推進国民運動」実行本部を機軸として、森林吸収目標の達成に向け、①6年間で330万haの間伐を実施するための現場への働きかけ、②森林整備の推進についての国民世論の形成という2つの大きな方向に沿って具体的な取り組みを展開する。

### 2 地方への浸透の推進

間伐等森林整備の促進に向けた現場実務者に対する働きかけを強化する。特に、間伐等促進法への対応を含め、都道府県における森林整備予算の確保や実施体制の強化などについて、省幹部も含めた全国キャラバンを展開し、本運動への協力を要請する。

### 3 広報の積極的展開

北海道洞爺湖サミットの開催を控え、美しい森林づくりの必要性についてPRする絶好の時期に差しかかっていることから、国民全体が本運動の主旨を理解するレベルまで認知度が高まるよう、既存の政府広報の枠組みにとらわれない新しい発想に基づく広報活動の展開を図る。

### 4 緑の募金の強化

近年、募金総額が頭打ち傾向を示す中、企業の社会貢献等の関心が高まっていることを踏まえ、映画媒体などと連携して一般への普及活動を強化しつつ、森林づくりに関心が高い企業・団体に対し集中的な働きかけを行う。また、都道府県ごとに推進体制や推進方策をチェックし、現場レベルでの募金活動の強化を図る。